

史料紹介

私立有漢教員養成所學則（その一）

遠藤健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要
（通巻第54号抜刷）

報告・資料

史料紹介

私立有漢教員養成所學則（その一）

An introduction to historical documents : rules and regulations of Ukan Private Institute of Teacher Training (1)

遠藤 健 治

キーワード：教員養成、尋常小学校准教員、岡山県、私立有漢教員養成所

一、小論の目的

小論においては、岡山県下に展開された小学校教員養成所のうち私立有漢教員養成所を取り上げ、元有漢町教育委員会社会教育指導員 蛭田禎男氏所蔵である岡山県上房郡私立有漢教員養成所編、『沿革史』^①、発行年不明（大正五年頃と推測される）、七ページから十一ページに掲載される「私立有漢教員養成所學則」を紹介し、その閲覧の機会を、広く世に供することを目的としている。

ここでの小学校教員養成所は、「訓令第八十五号（明治三十四年十一月六日）」による「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」、「県令第二十七号（明治三十七年三月二十六日）」による「小学校教員養成所規程」、再度「小学校教員養成所規程」の名称のもと、両者を統合した「県令第七号（明治四十一年一月二十三日）」、更にそれを発展的に改めた「県令第五十八号（大正十一年八月二十二日）」により、免許状取得のための検

定試験、若しくは師範学校程度に準じ、公、私学であるかを問わず、独立せられ、また小、中、（高等）女学校等に付設される、あるいは正規の教育課程のうちに含まれる等、多様な形態により、明治三十年前後から全国的にも頻見された郡市立准教員養成所、後年には私学による実践をも取り込みながら、専ら小学校教員の供給を目的として設置された教員養成機関を指す。

ここでは、県の指導、監督のもと、数ヶ月から数年の修業期間により、一方で教職歴、あるいは教員養成歴を問わず、一定の学歴を備える者を教員社会に誘導し、新規に免許状の取得が、他方で学歴を問わず、現職教員及び有資格者に研修の機会を提供し、上位免許状の取得が期待された。そして、修了者には、検定試験受験に係る特典が付与され、養成と検定との極めて緊密な関係のもと、円滑な免許状の取得と共に、その教員社会への確保が図られた。

ところで、『岡山県教育史』下巻においては、有漢保姆養成所を例外として含みながらも、二十六の養成所が紹介されている^②。しかし、報告者の調査により、現時点でもこれ以外に、私立養浩教員養成所、私立岡山女子教員養成所（現清心女子高等学校）、真庭教員養成所、生石教員養成所（現おかやま山陽高等学校）、香登教員養成所の五養成所の所在が確認された^③。また、非常設の形態をもって設置された郡市立准教員養成所を含めると、更に多くを数えるものと推測される。かくして、今後、岡山県下に展開された養成所の全貌を明らかにするには、継続的な調査が必要である。

そして、こうした研究は、近年の教員養成史研究における「教員養成ルート」と「教員輩出ルート」の解明とによる進展を踏まえ^④、両者に相対する視点に立ち、師範学校といった公学の一方で、養成所の多くが私学であったことに鑑み、それによる教員の養成と輩出とに係る実相の解明へと繋がるものと思われる。

もともと、現存する関連史料は僅少で、尚且つそれは極めて稀にしか閲覧に供されていない。小論で取り上げる「學則」に限るならば、真庭

郡立准教員養成所、阿哲郡立准教員養成所、私学興讓館附属教員養成部（現興讓館高等学校）、私立岡山実科女学校教員養成所（現就実高等学校）に係るそれらに止まっている（5）。ただし、調査の過程で、個人や後継学校、あるいは国立公文書館等に所蔵されている関連史料も確認された（6）。してみれば、そうした史料の発掘はもとより、その公開も相俟つて、小学校教員養成所研究は更なる発展の可能性を秘めていると言えよう。

そこで、小論においては、その端緒として「私立有漢准教員養成所学則」を紹介する。それにより、岡山県に展開された養成所を通し、県下教員養成の実際、延いては戦前の日本における小学校教育達成の一端を明らかにすべく、その手掛かりを供することを目的としている。

そして、そこには、過去の教員養成制度を検討し、現在の、その問題に係る解決の糸口を探るといった現代的な問題意識も込められている。

二、私立有漢教員養成所の沿革

私立有漢教員養成所は、明治三十七年七月に男女准教員養成所の開校以降、大正二年四月には小学校裁縫専科正教員養成所、大正十一年四月には女子尋常小学校本科正教員養成所、大正十三年四月には高梁に男子小学校本科正教員養成所、そして大正十四年四月には女子小学校本科正教員養成所が設けられ、大正末期に最盛期を迎えたものの、昭和三年三月、高梁所在の男子小学校本科正教員養成所を除く、何れもが閉校した。その沿革は次の通りである（7）。

明治三十七年七月 男子准教員養成所、女子准教員養成所開校（男子養成所は有漢農業補習学校に、女子養成所は

有漢女学校に併設）（修業期間九ヶ月）

明治三十九年四月 男子准教員養成所、農業補習学校から独立、農業補習学校は閉校

右に伴い定員を五十名に改定

明治四十年四月 男子准教員養成所修業期間を一ケ年、定員を

一〇〇名、女子准教員養成所修業期間を一ケ年、定員を五〇名に改定

有漢村費補助開始

女子准教員養成所、女学校別科に分離

明治四十二年四月 上房郡費補助開始

女子准教員養成所、女学校から独立

大正二年四月 小学校裁縫専科正教員養成所開校（修業期間二

ケ年、定員八十名）

男子准教員養成所定員を二〇〇名、女子准教員

養成所定員を一〇〇名に改定

女子寄宿舎建設

大正四年六月 文部省より財団法人有漢教員養成所として認可

女子寄宿舎建設

大正六年四月 小学校裁縫専科正教員養成所定員を一〇〇名

に改定

大正十一年四月 女子尋常小学校本科正教員養成所開校（定員

八十名）

九月 女子寄宿舎建設

大正十二年四月 岡山県費補助開始

男子寄宿舎建設

大正十三年三月 四月 女子尋常小学校本科正教員養成所定員を

一二〇名に改定

男子小学校本科正教員養成所、高梁に開校（定

員五十名）

大正十四年四月 女子小学校本科正教員養成所開校（定員五十

名）

昭和三年三月 有漢教員養成所閉校

さて、私立有漢教員養成所は、日露戦争出兵に伴う教員不足を背景に、裁縫学校、農業補習学校といった男女中等教育機関の拡充と、それらを

併設する近代校舎を持つ有漢尋常高等小学校建設に象徴される「文化的な村づくり」が推し進められるなか⁽⁸⁾、農業補習学校の不振を直接の契機に、その生徒募集のため構想された。かくなる経緯は、次のように触れられている⁽⁹⁾。

明治三十五年七月一日、有漢農業補習学校ヲ設置セシモ、生徒僅少ニシテ、翌三十六年三月、第一学年ヲ修業セルモ（ノ？）、男十五名、其翌三十七年三月第一回ノ卒業生、男僅二名、第一学年修了ノモノ男四名ナリキ、斯ク微々トシテ振ハザルヲ以テ、時ノ校長片山泰治郎、上房郡視学真野猪惣太ト相謀リ、生徒募集ノ策トシテ、更ニ教育科ヲ加設シ、新ニ准教員養成所ヲ併置セントシ、有力者県会議員佐藤晋一二計リシニ、大ニ其挙ヲ賛シ、同年六月、佐藤晋一ヲ設立者トシテ設置認可ヲ申請シ、同年七月一日認可、同年七月十一日授業ヲ開始ス、

もつとも、こうして開校された養成所であったが、当初、「志願者ハ、殆ンド村内及ビ隣村ニ限ラレタリ⁽¹⁰⁾」と、期待通りの成果を収められずにいた。ただし、「裁縫専科正教員部、女子尋常本科正教員部、及ビ女子小学校本科正教員部ヲ相次ツイテ開校スルト共ニ、逐次志望者激増シ⁽¹¹⁾」と、女子教員の養成、とりわけ裁縫教員養成への舵取りが功を奏し、養成所は発展を遂げた。これは、折からの女子教育に係る気運の高まりを受けながらも、「良教師に乏^乏しく、而も此等教員養成の機関未だ備はらず、県下各郡を通じて尤も困難を感ぜざるは、裁縫専科正教員有資格者の得難き⁽¹²⁾」と、女子教育を担う教員が不足し、そのための養成機関が未発達でもあり、なかでも裁縫専科正教員への強い需要が存在したことによる。

ところで、有漢は県中西部の中心である高梁に近隣し、明治以降いち早く西洋文化が流入し、とりわけキリスト教文化の影響も少なくなかった⁽¹³⁾。そのため、そこから派生する女子教育への意識の高さは、養成所に限ってみても、男子のそれが准教員養成所と、高梁に設けられた小学校本科正教員養成所に止められたのに対し、女子のそれは准教員、小

学校裁縫専科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校本科正教員養成所の四種に亘り、設置可能な養成所の総てが揃って開校されたことから明らかである⁽¹⁴⁾。

そして、こうした女子の多さからも、自宅通学以外は寄宿制が取られ（男子は当初自宅、または下宿）、「和煦タル春風ノヨク、嫩芽ヲ萌生セシムルガ如⁽¹⁵⁾」といった独自の文化が生み出された。また、女子のみならず男子も含め、文武会と称し、「本所教養ノ趣旨ヲ体シ、其足ラサル所ヲ裨益⁽¹⁶⁾」する、生徒と職員、同窓生を加えた現在の部活動に相当する活動も、そこから醸成された文化のひとつに挙げることができ

る。このような養成所の隆盛は、上房郡等は勿論のこと、各種教員養成機関が林立した岡山市を始め県内各所から、それに止まらず中四国、九州を中心に、近畿、北陸、更には北海道、沖縄県、果ては台湾、朝鮮といった海外からも入学者を集め⁽¹⁷⁾、また卒業後も、「卒業生三千ノ内、教員就職ハ一千二百人ニシテ、岡山県下在勤者最モ多ク、兵庫、広島、台湾、朝鮮コレニ次ギ、ソノ他卒業生原籍地タル各府県、北海道、満州、支那等、各地ニ散点碁布シテ、各其職責ヲ全ウシ、国家教育ノタメニ尽瘁シツ、アリ⁽¹⁸⁾」と報ぜられたことからも窺われる。

しかし、高梁への全面的な移転をきっかけとして、養成所は二十四年間の歴史に幕を閉じた⁽¹⁹⁾。

三、史料の解説

「私立有漢准教員養成所學則」は、「四十年四月一日開所ニ際シ、学令改正ニ伴ヒ学則ヲ改正⁽²⁰⁾」する必要に迫られ制定された。それは、「総則」「修業年限、学年、学期、休業日」「学科課程及教授時数」「成績考査」「授業料」「寄宿舎」「入学及退学」「褒賞及懲戒」「職員」の九章二十七条及び四書式から構成された。

ところで、既に県からは、養成所に係る規程として、前述のように「訓令第八十五号」「県令第二十七号」が発せられていた。しかし、右にある「学

令改正」は、その近似性から、むしろ本則より後に制定される「県令第七号」が該当したと考えられる。

先ず、「県令第七号」第三条を引用するならば、次の通りである⁽²¹⁾。

第三条 学則中ニ定ムヘキ事項、凡ソ左ノ如シ、

- 一、養成セントスル教員ノ種別、及定員
- 一、修業年限、学年、学期、休業日ニ関スル事項
- 一、学科課程、教授時数等ニ関スル事項
- 一、授業料、入学料ニ関スル事項
- 一、寄宿舎ニ関スル事項
- 一、生徒ノ入退学、及懲戒ニ関スル事項
- 一、職員ノ服務ニ関スル事項
- 一、其他、必要ナル事項

こうして本則は、「県令第七号」による八事項と、独自に「成績考査」を加え構成された。更に、後述するように定員、入学者の条件、修業期間、養成科目及び程度、教授時数等、養成に係る具体的な内容も、「県令第七号」によるそれらがほぼそのまま受け入れられた。してみれば、予め改正内容が養成所へ指令、指示され、それに準拠し、前もって学則が改められたのであろう。

そこで、「県令第七号」における関連各条を引用するならば、次の通りである⁽²²⁾。

- 第六条 小学校教員養成所ニ於テハ、一学級ノ人員、…准教員ニアリテハ五十名ヲ超ユルコトヲ得ス、
- 第九条 小学校教員養成所ニ入学ヲ許可スヘキモノハ、身体健全、品行方正ニシテ、第十条乃至第十三条ノ学力ヲ有スルモノタルヘシ、
- 第十二条 尋常小学校准教員養成所ニ入学ヲ許可スヘキモノハ、高等小学校（修業年限 旧令四箇年）ヲ卒業シタルモノタルヘシ、
- 第十四条 小学校教員養成所ノ修業期間ハ、各其ノ目的ニ随ヒ、

次ニ定ムル所ニ依ルヘシ、

…

…

三、尋常小学校准教員一箇年

第十八条 尋常小学校准教員養成所ノ学科目及其ノ程度ハ、小学校

令施行規則第百十二条ノ規定ニ依ルヘシ、

そして、第二十条第五号表により、標準教授時数として、修身科に二時間、教科に四時間、国語科に六時間、算術科に四時間、地理科、歴史科に四時間、理科に二時間、図画科に二時間、唱歌科に三時間、体操科に三時間、裁縫科（女子）に三時間の計三十時間（女子は三十三時間）を配するよう例示されていた⁽²³⁾。

こうして本則においては、その構成を始め、定員、入学者の条件、修業期間、養成科目及び程度、教授時数等の具体的内容に至るまで、最早、養成所の裁量が発揮される余地はなく、「県令第七号」を通し、県の教員養成に係る意向がほぼそのまま反映された。

四、史料の紹介

私立有漢准教員養成所学則

●第一章 総則

第一条 本所ハ私立有漢准教員養成所ト称ス

第二条 本所ハ尋常小学校准教員ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第三条 本所ノ事務及ビ教授ハ岡山県上房郡有漢尋常高等小学校内

ニ於テ之ヲ行フ

第四条 生徒定員ヲ百名トス

第五条 入学志望者ハ左ノ資格ヲ具フルヲ要ス

一、身体健全品行方正ニシテ小学校教員トナル志望確実ナルモノタルベシ

二、高等小学校（修業年限旧令四ケ年、新令二ケ年）ヲ卒業シタルモノタルベシ

●第二章 修業年限学年学期休業日

第六条 修業年限ハ一ケ年トス

第七条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル之ヲ左ノ三

学期ニ分ツ

第一学期四月一日ヨリ七月三十一日ニ至ル

第二学期八月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八条 休業日ヲ定ムル事左ノ如シ

一、祝日 大祭日

二、日曜日

三、夏期休業日八月一日ヨリ同三十一日ニ至ル

四、冬期休業日十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

五、学年末休業日七日間

●第三章 学科課程及教授時数

第九条 学科課程及毎週教授時数左ノ如シ

学科課程表

科目	毎週教授時数	課程
修身	二	道德ノ要旨
教育	四	教授法ノ大要
国語	六	講読、作文、習字
算術	四	整数、諸等数、小数、分数、比例、歩合算
歴史	四	日本歴史ノ大要
地理	四	日本地理及外国地理ノ大要
理科	三	博物、物理、化学ノ初歩
図画	二	自在画
唱歌	二	単音唱歌及楽器使用法
体操	三	普通体操及兵式体操、遊戯
計	三〇	

●第四章 成績^(註)考査

第十条 成績ヲ考査スルニハ日課点並ニ試験ノ成績ニ拠ル 但シ百

点ヲ以テ定點トス

第十一条 試験ヲ分チテ学期末試験卒業試験ノ二種トシ学期末試験

ニ於テハ其期間所修ノ学業ニ就キテ試問シ卒業試験ニハ学年間

所修ノ学業ニ就キテ試問スルモノトス

第十二条 学期末ノ試験ヲ考査スルニハ該試験ノ評点ニ日課点ヲ以

テ評点ニ代フルコトアルベシ

第十三条 卒業ノ成績ヲ考査スルニハ該試験評点ノ二倍ニ各学期末

成績ノ評点ヲ加ヘ五除シテ之ヲ定ム

第十四条 病氣又ハ止ムヲ得ザル事故ニ依リテ卒業試験ヲ受クルコ

ト能ハザルモノハ平素ノ成績ヲ考査シ追試験ヲ行フ事アルベシ

第十五条 各学年ノ評点四十点以上通約平均六十点以上ニシテ操行

尋常以上ノモノヲ合格トス

第十六条 所長ニ於テ卒業セリト認メタルモノニハ第一号書式ノ卒

業證書ヲ授与ス 但シ卒業ヲ認定スルニハ出席日数ヲ参照ス

●第五章 授業料

第十七条 授業料ハ一ケ月金一円トシ毎月五日以内ニ其月分ヲ納付

スベシ

第十八条 授業料ハ出席日数ノ如何ニ係ラズ徴収ス但シ学校ノ休業

又ハ停学全月ニ涉リタルトキハ之ヲ徴収セズ

●第六章 寄宿舎

第十九条 生徒ハ本所指定ノ寄宿舎又ハ公認下宿ニ入ルベシ但シ特

ニ許可シタルモノハ此限ニアラズ

第二十条 本所職員ハ寄宿生徒ヲ監督ス

●第七章 入学及退学

第二十一条 入学志願者ハ第二号書式ノ入学願書ニ第三号書式ノ履

歴書ヲ添ヘ所属町村長ノ証明ヲ得テ本所長ニ提出スベシ

第二十二条 入学ノ許可ヲ得タルモノハ父兄又ハ後見人ヲ以テ保証

人卜定メ第四号書式ノ在学証書ヲ差出スベシ

第二十三条 入学志願者ノ数本所定員ヲ超過スルトキハ選抜試験ヲ行フ

第二十四条 入学ノ上ハ妄リニ半途退学ヲ許サズ但シ止ムヲ得ザル事故アルトキハ事実ヲ詳具シ保証人連署ニテ本所長ニ願出スベシ

●第八章 褒賞及懲戒

第二十五条 操行学業共ニ優等ナルモノ若クハ特ニ善良ナル行為アリテ他生徒ノ模範トナルベキ者ハ之ヲ褒賞ス

第二十六条 本所ノ規則ヲ犯シ訓誨ニ服セズ其他生徒タルノ本分ヲ汚シタルモノハ左ノ各号ニ依リ懲戒ス

一、戒飭

二、謹慎

三、停学

四、退学

●第九章 職員

第二十七条 職員ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉体シ誠実ニ其職務ニ服スベシ

第二十八条 所長ハ所務ヲ整理シ所属職員ヲ統督ス

第二十九条 職員ハ所長ノ指揮ニ従ヒ教授ヲ担任シ且之ニ属スル業務ヲ掌ルベシ

第一号(用紙鳥ノ子)

卒業証書	族籍	氏名	生年月日
所印	右者本所所定ノ教科ヲ履修シ其業ヲ了ヘタリ仍而茲ニ之ヲ証ス	年月日	岡山県上房郡
割印	私立有漢准教員養成所長	氏名	印長所
第何号			

第二号(用紙半紙)

入学願	原籍	現住所	族籍	氏名	生年月日
右貴所へ入学仕度入学ノ上ハ御規則堅ク相守リ申ベクニ付御許可相成度別紙関係書類相添へ此段相願候也	岡山県上房郡私立有漢准教員養成所長氏名殿	年月日	右	氏名	印
前書出願ニ付調査候処族籍氏名生年月日等相違無之小学校令施行規則第四百四条ノ各号ニ該当セズ且教員タルニ不都合ノ行為ナキ者タルコトヲ証明候也	年月日	郡町村長	氏名	印	

第三号 (用紙半紙)

履歴書	原籍 県郡町村大字番地 現住所 県郡町村大字番地 華土族平民戸主誰男弟等 氏名
一 学業	一 何年何月ヨリ何年何月マデ県郡市町村立何尋常(高等)(尋常高等)小学校卒業其証書写別紙ノ通 二 職務 一 何年何月ヨリ何年何月マテ何職ニ従事シ又ハ何学校何ニ雇ハル 三 賞罰 一 何年何月尋常科第何学年成績優等ニ付何ヲ受ク 一 何年何月何科何年皆勤ニ付何ヲ受ク 一 何年何月何ニ付何ヨリ何賞又ハ何罰ヲ受ク 右ノ通りニ候也
年月日	右 氏名 印

第四号 (用紙半紙)

在学証書	住所族籍誰男弟又ハ戸主 氏名
生年月日	右今般入学御許可相成候ニ付テハ御規則堅ク相守ラセ申スベク尚本人在学中ノ事件ハ一切引受申スヘク候也
住所族籍父兄後見人	年月日 氏名 印
岡山県上房郡私立有漢准教員養成所長氏名殿	

註

- (1) 『沿革史』には小論で紹介する「私立有漢准教員養成所學則」以外にも、「私立有漢女子准教員養成所學則」「私立有漢專科正教員養成所學則」「寄宿舎規則」「有漢教員養成所公認宿舍規定」「紀年大会開催並ニ同窓会組織趣意書」「有漢教員養成所同窓会規則」「私立有漢教員養成所附設有漢幼稚園設立趣意書」「有漢教員養成所附設 私立有漢幼稚園々則」「校舎建築寄附募集趣意書」「記念校舎建設趣意書」が掲載されている。
- (2) 岡山県教育史刊行会、『岡山県教育史』下巻、昭和三十六年、三二二ページ〜三二五ページ。
- (3) 岡山県立図書館所蔵による『岡山県学事関係職員録』に限定しても、私立養浩教員養成所は『岡山県学事関係職員録』大正二年版、十二ページほか、私立岡山女子教員養成所は私立岡山県教育会、『岡山県学事関係職員録』大正三年七月十日発行版、十二ページ、真庭教員養成所は岡山県教育会、『備作教育』第一九九号付録)岡山県学事関係職員録』大正十二年六月三十日発行版、九十九ページ〜一〇〇ページ、生石教員養成所、香登教員養成所は岡山県教育会、『備作教育』第二二三号付録)岡山県学事関係職員録』大正十四年六月三十日発行版、二七七ページほかにより所在が確認される。なお、小論において用いている各養成所の名称は『岡山県学事関係職員録』による。
- (4) 近年の教員養成史研究においては、「教員養成ルート」と「教員輩出ルート」の解明とが相俟って、進展がもたらされている。前者のうち、例えば松本裕司は「従来の教員養成史研究は、その多くが師範教育史に焦点が当てられ、実態の解明がなされてきた。それに対して、師範学校以外の養成機関の研究は…未だ十分な解明がなされているとは思われない」(『日田地域における教員養成の歴史』)野村新、佐藤尚子、神崎英紀編、『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究——戦前日本における地方

実践例の解明——」、溪水社、平成十三年、八〇ページ）、また梶山雅史は「教員史研究は師範学校史研究を越えて研究領域を拡大し、各地教育会の教員養成事業に本格的な照明をあてるべきである」（『教育会史研究へのいざない』梶山雅史編著、『近代日本教育会史研究』、学術出版会、二〇〇七年、三十二ページ）と主張し、「教員養成ルート」の解明を進めている。

これに対し例えば井上恵美子は「検定制度については、梶山を含む先行研究では真正面から取り上げられていない」（「はじめに」）研究代表者井上恵美子、『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究——教員試験検定の主要教科とその受験者たちの様態の分析——（平成十四年度）平成十七年度科学研究費補助金（基盤研究）（B）研究成果報告書）課題番号14310137』、八ページ）と批判し、如何なる養成機関を経たのかを問わず、しかし戦前の小学校における教員構成に鑑み、自ずと師範学校卒業生以外の者を主たる対象とし、「教員輩出ルート」の解明を進めている。

しかし、両者は当然に密接に関連付き、「教員養成ルート」の進展が「教員輩出ルート」の進展を、「教員輩出ルート」の進展が「教員養成ルート」の進展を促してきた。ならば、「教員養成ルート」と「教員輩出ルート」とが如何に連動をなしたのかに注目する、いわば両者を併せ繋ぐ視点も求められるのではないか。松本や梶山、井上等によっても、こうした両者に相跨がる視点にはやや欠けているようにも思われる。そして、それを可能とするのが、修了者への検定試験受験に係る特典の付与に象徴される、養成と検定との緊密な関係のもとに成立した小学校教員養成所研究であると考ええる。

(5) 真庭郡立准教員養成所は真庭郡、『真庭郡誌』全、真庭郡役所、大正十二年、二八六ページ〜二八九ページ、阿哲郡立准教員養成所は阿哲教育会、『阿哲郡誌』下巻、昭和六年、二一八ページ

〜二二三ページ、私学興譲館附属教員養成所は井原市史編纂委員会、『井原市史』V近現代史料編、井原市、平成十五年、八四一ページ〜八四四ページ、私立岡山実科女学校教員養成所は例えば就実学園、『就実学園百年史』、平成十七年、三七二ページ〜三八〇ページに学則が掲載されている。

(6) 例えば国立公文書館所蔵簿冊のうち、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所規則（現ベル学園高等学校）は『岡山実科女学校学則（岡山県第二冊 第二教育門わ一ノ十八乙）』に、また岡山裁縫教員養成所学則（現倉敷翠松高等学校）は『片山女子高等技芸学校設置（岡山県第二冊 第二教育門を十四）』に所収されている。（何れの確認も岡山県立記録資料館所蔵複製史料『文部省公文書』による。）

(7) 本沿革は、主に蛭田禎男、『有漢教員養成所』、有漢町教育委員会、昭和六十年と、岡山県上房郡私立有漢教員養成所編、『沿革史』、発行年不明、蛭田禎男氏所蔵を参考に作成した。その際、明治四十年四月「女子准教員養成所、女学校別科に分離」、明治四十二年四月「女子准教員養成所、女学校から独立」は、蛭田の記述と異なる。これは、「私立有漢女子准教員養成所学則」に係る『沿革史』の記述、すなわち「創立以来、有漢女学校二併設セシ女子准教員養成所独立ノ必要ヲ認め、四月三日設置認可申請セシニ、同四十二年、設立者佐藤晋一二対シ、私立有漢女子准教員養成所認可セラル」との整合性を勘案しつつ、私立上房郡教育会、『上房郡誌（復刻版）』全、名著出版、七八一ページにある「明治四十年四月：女子生徒は女学校別科に収容」、高梁市史（増補版）編纂委員会、『高梁市史（増補版）』下巻、平成十六年、二六七ページにある「明治四十年四月：女子生徒は女学校別科に分離している」等を参考にしている。なお、明治三十七年七月「男子准教員養成所、女子准教員養成所開校」に伴う、修業期間や定員も史料によって異なる記述が頻見される。

- (8) 前出『有漢教員養成所』、十六〜十七ページ。
- (9) 前出『沿革史』、三ページ〜四ページ。
- (10) 『昭和二年有漢村治要覧』、六十一丁オモテ、蛭田禎男氏所蔵。
- (11) 同前、六十一丁オモテウラ。
- (12) 私立有漢教員養成所『会報』第二号、大正三年三月二十一日刊、一〇ページ、蛭田禎男氏所蔵。
- (13) 前出『有漢教員養成所』、十六ページ。
- (14) 同前、三十三ページ、五十八ページ〜七十三ページ。
- (15) 前出『昭和二年有漢村治要覧』、六十五丁ウラ。
- (16) 前出『沿革史』、一ページ。
- (17) 前出『有漢教員養成所』、三十四ページ。
- (18) 前出『昭和二年有漢村治要覧』、六十三丁オモテ。
- (19) 前出『有漢教員養成所』、八十二ページ。
- (20) 前出『沿革史』、七ページ。
- (21) 『岡山県報』第一三五号、明治四十一年二月十日刊、岡山県立記録資料館所蔵。
- (22) 同前。
- (23) 同前。

(謝辞)

小論の発表にあたり、県下小中学校々長を歴任され、有漢町教育委員会社会教育指導員を務められた蛭田禎男先生、高梁市有漢公民館長である秋葉將先生に一方ならぬご教示を賜りました。先生方の郷土愛から生じる史料保存に係る高いご見識に敬意を示すと共に、快くその閲覧、複写をご許可下さいましたご厚情に心より感謝申し上げます。これを機に、戦前の小学校教育が決して恵まれた環境にあらず、また名はなくとも、多くの心ある先生方に支えられ発展してきたことを改めて感じ入り、それを後世に僅かながらでも伝えるよう努めることが使命であると再確認した次第です。